

令和 5年 4月 1日

当会に未入会の
作業療法士 様

一般社団法人広島県作業療法士会
会 長 高木 節

一般社団法人広島県作業療法士会入会のご案内

拝啓

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

一般社団法人広島県作業療法士会は、主に広島県に勤務・在住する作業療法士で組織しており、平成7年2月県知事より社団法人設立許可を受け、平成26年9月1日には、一般社団法人に移行しました。

令和5年2月1日現在の会員数1621名の団体で、別頁記載の目的のもと社会に貢献する団体として活動を行っております。

つきましては、下記等をご覧いただき、当会の活動をご理解いただいた上で、ぜひ入会していただきますようご連絡申し上げます。

なお入会については、入会申込書の提出→年会費入会金の入金→理事会の承認を以て会員となります。

一般社団法人広島県作業療法士会入会資格（正会員）

（1）理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条による作業療法士の免許を有し、この法人の目的に賛同して入会した個人

（作業療法士免許を有している方であれば、広島県内に勤務・居住していない方でも入会可能です）

一般社団法人広島県作業療法士会	年会費	4,000円
	入会金	1,000円
	郵送費	年間500円（自宅宛発送希望者のみ）

※自宅宛に発送物の郵送を希望される方で、以下の理由がある場合は郵送費は不要です

- A.（常勤で）勤務していない
- B.産休・育休・病休等で勤務先に出勤していない
- C.その他（自宅宛に発送しなければならない合理的理由がある場合）

入会を希望される方は、同封別紙入会申込書に必要事項を記入し、下記個人情報利用目的を承諾した上で自筆で署名し、入会申込書を事務局まで郵送して下さい。（FAXは不可です）

年会費の払い込みは、事務局が入会申込を受け取った後、コンビニ払込書等を郵送いたしますので、そちらで入金してください。

※他県士会から異動された方で、元所属士会の退会証明書を提示頂くと入会金を免除します

※個人情報の利用目的※入会申込書に記入された個人情報は、当会の活動（主に①入退会等の異動②会員名簿の作成③年会費等の管理④研修会等の申込管理と日本OT協会（番号記入者のみ）の生涯教育ポイント申請⑤会報やメールニュース等の発送信⑥災害時の安否確認 等）にのみ利用し、これ以外に利用する場合は、事前に利用目的を示した上で各個人の承諾を得て利用します。

【問い合わせ先】

（一社）広島県作業療法士会

事務局 馬場 孝

TEL 090-5377-9922

メール jimusho@hiroshima-ota.jp

令和5年度事業計画（令和5年3月13日理事会承認：r50324）

I. 各部・委員会事業計画

管理運営部門

1. 会運営（事務局）

事務局長 川原 薫

- (1) 定期総会（決算総会）を6月4日（日）に開催する（WEB開催予定）
- (2) 理事会を年7回開催する（4月・6月・7月・9月・11月・1月・3月）
- (3) 関係機関・団体との交流・調整・文書收受・保管・会員への情報配信
- (4) 傷害保険（作業療法士の事業に関する保険）への加入と管理
- (5) 令和5年度会員名簿の発行（掲載希望者の情報のみ掲載とする）
- (6) 未入会者への入会案内送付（入会の勧誘）
- (7) 令和5年度総会議案書および規則集の作成
- (8) 求人に関する情報提供（ホームページ・メールニュースを利用）

2. 財務部

財務部長 黒瀬 博子

- (1) 令和5年度の予算に基づき収支管理
- (2) 令和6年度の収支予算編成（11月に概算要求 1月に予算編成）
- (3) 会計帳簿の作成及び管理（税理士へ委託し、財務処理方法の確認・相談）
- (4) 年会費自動引落とし推進のため制度新規利用者への主催事業参加チケット配布
- (5) 主催研修会、行事などへの参加費管理

3. 規約検討委員会

規約検討委員長 加井 圭輔

- (1) 当会の規約等に問題が生じたときに見直し・検討

4. 選挙管理委員会

選挙管理委員長 長尾 真伸

- (1) 令和5・6年度役員通常選挙の実施（令和5年度総会にて選挙実施）

事業部門

5. 広報部

広報部長 河本 敦史

- (1) 会報の作成と発行（年6回 偶数月28日発行）
- (2) ホームページ、フェイスブック等SNSの管理・運営
- (3) 作業療法推進活動月間に養成校受験希望者の作業療法施設見学を企画・実施
- (4) 学生や一般市民への広報活動（ラジオ・オンライン広告など）
- (5) 当会のパンフレットやポスターを会員及び関連団体へ配布
- (6) 広報用ポスター・幟等の貸し出し
- (7) メディア活用等による作業療法の広報活動
- (8) 作業療法イベントの計画
- (9) 会報の電子化に関する検討

6. 福利部

福利部長 山本恵理子

- (1) 親睦事業の企画と実施
 - ① 新入会員の歓迎会と県内4エリア他での懇親会を開催
 - ② スポーツ懇親会（中国地区士会合同サッカー大会と宿泊懇親会）の開催
- (2) 儀礼交際の規程に基づき、慶弔電報等を発信
- (3) 県学会の軽食準備（総会時はWEB開催のため実施せず）
- (4) 県学会での託児コーナー開設（総会時はWEB開催のため実施せず）
- (5) 会員の福利厚生に対するニーズの把握と事業の検討

7. 学術部

学術部長 國貞 将志

- (1) 学術部講演会の企画・実施
学術部講演会を総会時に1回実施（持ち回りで今年度は東部地区が担当）
- (2) 学術部各地区研修会（各地区1回以上）・事例検討会（本部1回）
- (3) 福山地区を中心に第30回福山医学祭の共催・実施
- (4) 第29回広島県作業療法学会との連携・協力
- (5) 学術部主催研修会のビデオ記録と配布資料をホームページへ掲示
- (6) 学術活動報告集の発行

8. 教育部

教育部長 山崎 隆二

- (1) 基礎研修担当
 - ① 現職者選抜研修会：精神障害領域1回を開催
 - ② 現職者共通研修会：8テーマ開催（テーマ①②③④⑤⑥⑦⑧）
- (2) MTDL P担当
 - ① 現職者選抜研修会：MTDL P基礎研修会2回
 - ② 現職者共通研修会：テーマ⑨⑩をMTDL P方式で2回実施

- (3) 臨床実習指導者講習会担当 主催で1回開催
- (4) ① 臨床実習指導者講習会を主催の登録を行う
- (5) ② 生涯教育協会の生涯教育担当会議・MTDLP士会連携室主催拡大連絡会議に出席

9. 社会貢献部 **社会貢献部長 合田 健太**

- (1) ① 作業療法の視点で県民のヘルスプロモーションに貢献する
- ② 行政等との連携し、県民の健康まつり等に会員派遣調整
- (2) ① 他団体との連携した、社会貢献活動の実施
- ② 作業療法の知識、技術を活かして行える事業の検討
- (3) ① 地域包括ケア推進研修の企画・実施
- ② 地域包括ケア専門職等との連携によるネットワーク構築および会員派遣調整
- ③ 行政・リハビリテーション事業に関する啓発、実施状況の把握とシステム検討
- (4) ① 災害対策担当の法や教育について研修を企画・実施
- ② JRAT広島等と連携し、団体との連携および会員への情報提供と会員派遣調整
- ③ 災害時の対応に向けての啓発、状況把握とシステムの検討
- (5) ① 認知症OT推進担当 支援指導者研修の企画・実施
- ② 認知症関連機関・団体との連携によるネットワークの構築及び会員派遣調整
- ③ 認知症作業療法の推進に向けての啓発、実施状況の把握とシステムの検討
- (6) ① 事業参加者との連携及びフォローアップ
- (7) ② 日本作業療法士協会等、関係団体の委員会・研修会への必要に応じた出席

10. 事業部 **事業部長 矢田かおり**

- (1) ① 自動車運転支援（高次脳）担当 高次脳機能障害者の自動車運転に関する情報共有
- ② 実態調査結果を県警・広島県指定自動車学校協会（広自協）と情報共有
- ③ 自動車運転支援に関するパンフレット改題とホームページへの掲載
- ④ 自動車運転支援担当の窓口機能のあり方検討
- (2) ① 就労支援に関する情報集約（就労支援に関わる会員の現状把握）
- ② 就労支援に関わる会員のネットワークを構築（ネットワーク方法の検討）
- ③ 広島県就労支援実践者マップ作成や就労支援に関する研修会の開催
- ④ 就労支援に関する相談窓口の構築
- (3) ① 特別支援教育に関する講演会、情報交換会の開催
- ② 広島県発達専門家会議への参加
- ③ 特別支援教育に関する情報発信（ホームページへの掲載等）
- ④ 特別支援教育に関わる県内作業療法士のネットワーク構築、人材育成の検討
- (4) ① 司法領域担当 刑務所支援に関する講演会の開催
- ② 刑務所支援への派遣調整
- ③ 尾道刑務所における機能向上作業プログラムの検討
- (5) ④ 中国ブロックリーダー研修会の共催（令和5年度は鳥取県OT会主催予定）

11. 保険部 **保険部長 高本 晃司**

- (1) ① 診療報酬担当 社会保険に関する研修会の企画と実施（年1回）
- ② 診療報酬に関する情報の収集
- (2) ① 診療報酬・介護報酬に関する問い合わせに対応
- ② 訪問リハビリテーション実務者研修会の実施（R5年度は共催者として参画）
- ③ 市町より依頼を受けた介護保険認定審査会委員推薦依頼への対応
- (3) ① 機器対策担当 会員への福祉用具についての情報提供
- ② クライアントにとって有用な機器の開発協力
- ③ 日本OT協会生活行為工夫情報事業、福祉用具相談支援システムの運営協力

12. 第29回広島県作業療法学会 **学会長 車谷 洋**

- (1) 第29回広島県作業療法学会の企画と実施

13. 第30回広島県作業療法学会 **学会長 未定**

- (1) 第30回広島県作業療法学会の学会長選任（6月総会にて選任）

一般社団法人広島県作業療法士会 定款より目的と事業・会員を抜粋

(目的)

この法人は、作業療法士の学術・技能の向上に努め、リハビリテーションの普及発展を図ることにより、県民の保健・医療・福祉の充実及び向上に寄与することを目的とする。

(事業)

この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 作業療法の学会、研修会、講習会の開催
- (2) 作業療法並びに保健、医療及び福祉に関する調査研究
- (3) 作業療法に関する刊行物、会誌の発行
- (4) 地方公共団体等の行う保健、福祉事業への協力
- (5) 作業療法の普及啓発
- (6) 関係団体との提携交流
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(会員種別)

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条による作業療法士の免許（以下「免許」という）を有し、この法人の目的に賛同して入会した個人

※日本作業療法士協会の入会された方についても、当会への入会は別法人であるためそれぞれ入会手続きを行う必要があります。（日本作業療法士協会への入会が当会入会資格の必須ではありませんが、入会することをお勧めします）

※広島県に勤務・在住していない作業療法士の方でも、入会することができます

※他県OT会に入会されている方は、賛助会員として入会することもできます

一般社団法人広島県作業療法士会 令和5年度6月定期総会のお知らせ

期日：令和5年6月4日（日）

場所：新型コロナの影響により、WEB形式で総会を開催します

議案：第1号議案 令和4年度事業報告の件

第2号議案 令和4年度収支決算・監事意見書の件

第3号議案 令和5・6年度役員通常選挙の件

第4号議案 第30回広島県作業療法学会長承認の件

※入会申込書を送る際は、下の点線部分を切り取って封筒にお貼り下さい

〒731-3622

山県郡安芸太田町下殿河内131-2

広島県OT会 事務局 馬場孝 行

【入会申込書在中】

【問い合わせ先】

(一社)広島県作業療法士会

事務局 馬場 孝

TEL：090-5377-9922

メール：jimusho@hiroshima-ota.jp

一般社団法人広島県作業療法士会入会申込書

ver R40401

私は一般社団法人広島県作業療法士会に令和 年度より入会いたしたく、
申し込みます。（年度は4月1日から翌年3月31日となります）

令和 年 月 日

一般社団法人広島県作業療法士会長 様

入会承認年月日		会長	事務局	財務部
令和 年 月 日		印	長 印	長 印
ふりがな				OT免許番号
氏名 (自筆署名)		下記個人情報の利用目的を承諾した上で、入会を申し込みます		OT免許 取得年
生年月日		昭和・平成 年 月 日生	性別 (任意)	昭和・平成 年 令和・西暦 年
現住所	住所	〒 () 電話 ()		
勤務先	施設名	(勤務されていない場合は自宅と記載してください)		
	住所	〒 () (すでに当会会員のいる施設では住所・電話・FAXの記入は不要です)		
	電話番号	FAX		
卒業校		(作業療法士養成校の卒業校をお書き下さい)		
郵便物送付先		勤務先・自宅 (自宅宛の場合、以下の理由以外は郵送料年間500円が必要です) 自宅宛理由 (自宅宛を選択し以下の選択が無い場合は、Dとして郵送料年間500円が必要です) A. 勤務していない (あるいは常勤で勤務していない) B. 産休・育休・病休等で勤務先に出勤していない C. その他 (自宅宛である合理的理由を連絡事項欄へお書き下さい) D. 年間500円を支払うので自宅宛発送を希望		
連絡事項				
電子メールアドレス		(毎週メールニュースを発信します。ドメイン名『@hiroshima-ota.jp』を着信拒否解除にしてください)		
会報への掲載		(下記いずれかを選択してください。選択がない場合は「勤務先名称と氏名のみ掲載」とします)		
過去の当会 入会歴		無し・有り→有りの場合は 番号 () ・ 不明	日本OT協会番号 (日本作業療法士協会に入会している 方は協会番号を記入してください)	無し・有り →有りの 場合は番号 ()

(FAX不可) 下線部分および太線の枠内のみご記入下さい

※国家試験に合格した後で免許交付手続きが完了していない場合は、【OT免許番号】は記載不要で、国家試験合格通知ハガキのコピーを同封してください。

※他県士会から異動された方で、元所属士会の退会証明書を提示頂くと入会金を免除します

※個人情報の利用目的※入会申込書に記入された個人情報は、当会の活動（主に①入退会等の異動②会員名簿の作成③年会費等の管理④研修会等の申込管理と日本OT協会（番号記入者のみ）の生涯教育ポイント申請⑤会報やメールニュース等の発送⑥災害時の安否確認 等）にのみ利用し、これ以外に利用する場合は、事前に利用目的を示した上で各個人の承諾を得て利用します。